

令和6年度税制改正要望に関する アンケート調査結果

【アンケート調査の実施概要】

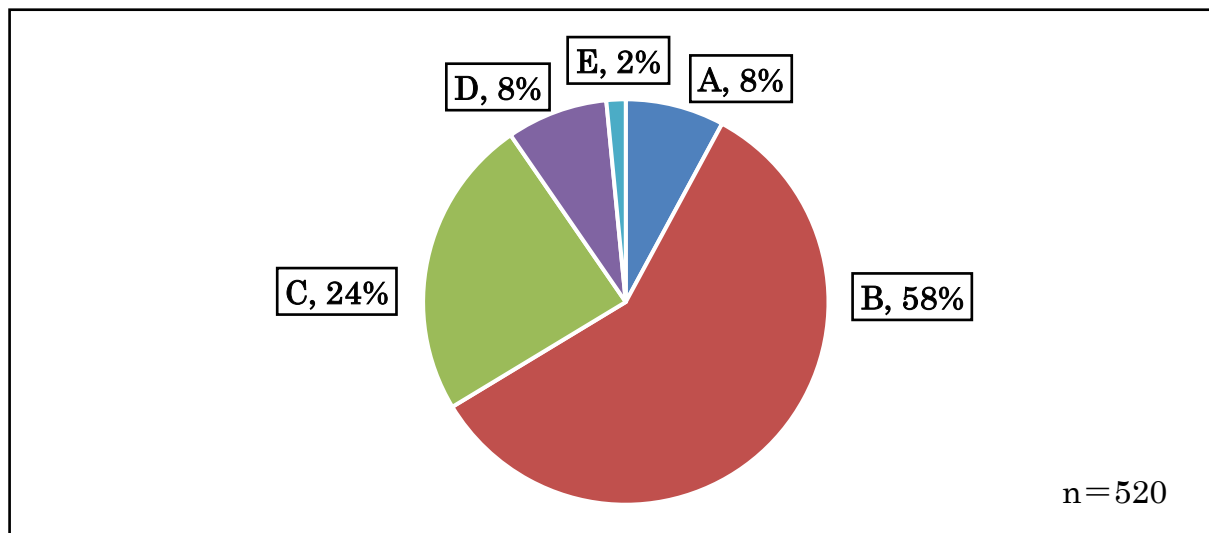
1. 調査期間 令和5年5月11日（木）～6月5日（月）
2. 調査方法 (1) 調査票の発送方法：郵送
 (2) 調査票の回収方法：FAX または WEB
3. 調査票 選択方式及び自由記入
4. 調査対象 3,000 社
5. 回答数 526 社（回答率：17.5%）

※結果数値(%)は、少数点第1位を四捨五入しており、内訳の合計が100%にならないことがあります。

※複数回答の場合、回答数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超えます。

1. 財政健全化について

コロナ禍への対応のために政府の財政支出は増加の一途を辿り、現在、日本の債務残高は GDP の 2 倍を超えて 1,029 兆円を上回っており、主要先進国の中で最も高い水準にあります。今後の財政健全化のあり方について、適切と考える項目を1つ選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。



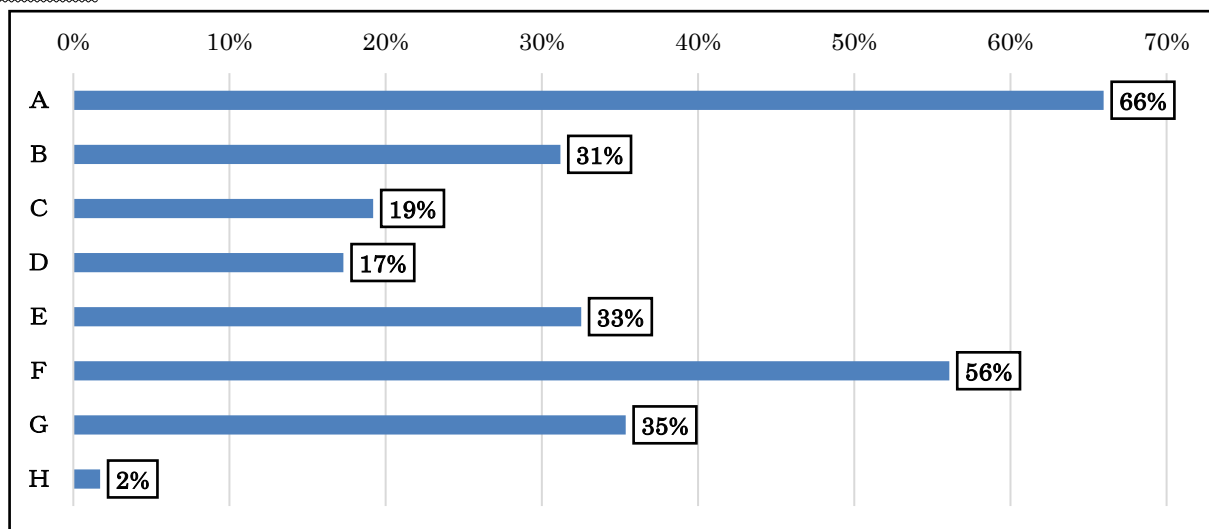
- A. コロナ禍の影響は続いており、今後も債務残高が増加するのは止むを得ない。
- B. しばらくは債務残高が増加するとしても、財政健全化の道筋は明確にすべきである。
- C. 財政健全化は待ったなしの状況にあり、これ以上の債務残高は増やすべきでない。
- D. 一刻も早く債務残高を削減するべきである。
- E. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

●「B. しばらくは債務残高が増加するとしても、財政健全化の道筋は明確にすべきである。」が 58%と半数以上であった。

2. ポストコロナに向けた中小・中堅企業の経営基盤の強化

2-1. ポストコロナに向けた中小・中堅企業の経営基盤の強化について

コロナ禍が収束に向かう中、経営基盤の強化のために税制として支援が必要と考える項目を3つまで選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。

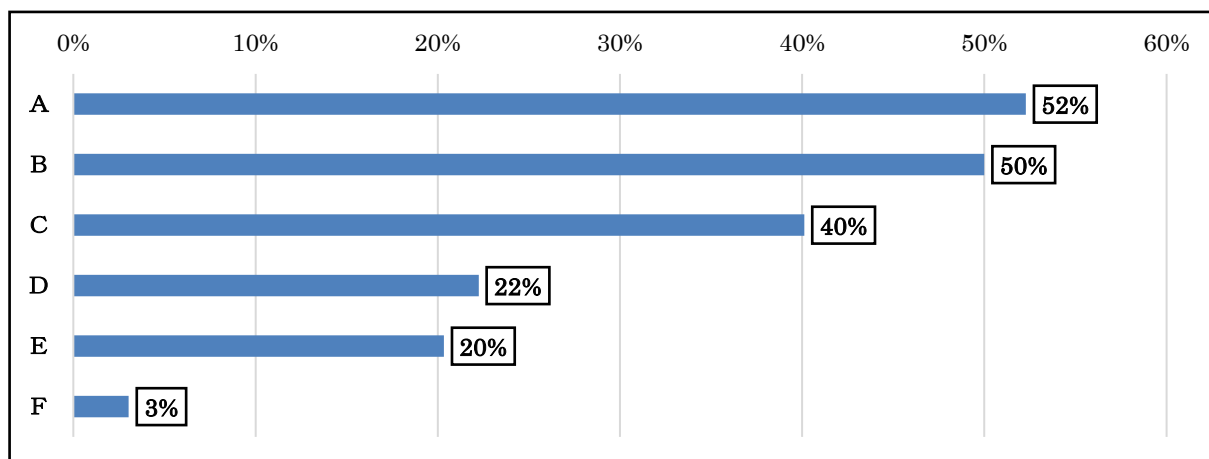


- A. 法人税の中小軽減税率（15%）の恒久化やさらなる引き下げ
- B. 欠損金の繰越控除の拡充（繰越期間〔10 年間〕の無期限化、控除金額限度撤廃、中堅企業への適用拡大など）
- C. 欠損金の繰戻し還付の対象期間の拡充（複数年度遡れるようにする）
- D. 建物等の減価償却制度の定率法の対象拡大、償却期間の短縮化
- E. 役員報酬の変更要件の緩和（定期同額給与の規定廃止、役員賞与の損金算入など）
- F. 社会保険料の企業負担の軽減
- G. 固定資産税負担の軽減措置
- H. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

- 「A. 法人税の中小軽減税率の恒久化やさらなる引き下げ」が66%、「F. 社会保険料の企業負担の軽減」が56%であった。

2-2. ポストコロナに向けた需要・消費喚起について

コロナ禍が収束に向かう中、需要・消費喚起のために税制として支援が必要と考える項目を選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。（複数回答可）

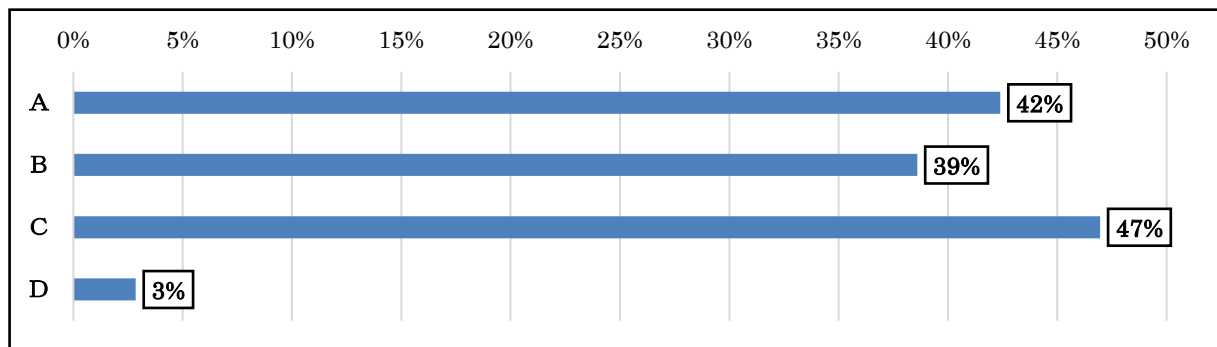


- A. 少額減価償却資産 特例の見直し（損金算入限度額〔10 万円未満〕の引き上げなど）
- B. 自動車関連諸税の廃止・軽減（自動車重量税・燃料課税など）
- C. 交際費課税の見直し（特例の恒久化、全額損金算入化など）
- D. 従業員旅行や研修旅行の要件緩和（人数 50%以上要件の緩和など）
- E. インバウンドへの取組に対する減税措置（多言語人材の育成・確保、決済端末・翻訳機の導入など）
- F. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

- 「A. 少額減価償却資産 特例の見直し」が52%、「B. 自動車関連諸税の廃止・軽減」が50%であった。

3. デジタル化の推進について

デジタル化の推進が一層求められておりますが、税制として支援が必要と考える項目を選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。（複数回答可）



- A. 少額減価償却資産 特例の拡充（テレワーク導入に関する設備は、年間 300 万円上限とは別枠にするなど）
- B. 小規模事業者の電子帳簿・電子申告の促進（青色申告所得 控除における電子帳簿・電子申告部分〔10 万円〕の拡充など）
- C. デジタル人材活用・育成の促進における税制上の支援（税額控除など）
- D. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

●「C. デジタル人材活用・育成の促進における税制上の支援」が 47%、「A. 少額減価償却資産 特例の拡充」が 42%、「B. 小規模事業者の電子帳簿・電子申告の促進」が 39%であった。

4. 法人実効税率の引き下げについて

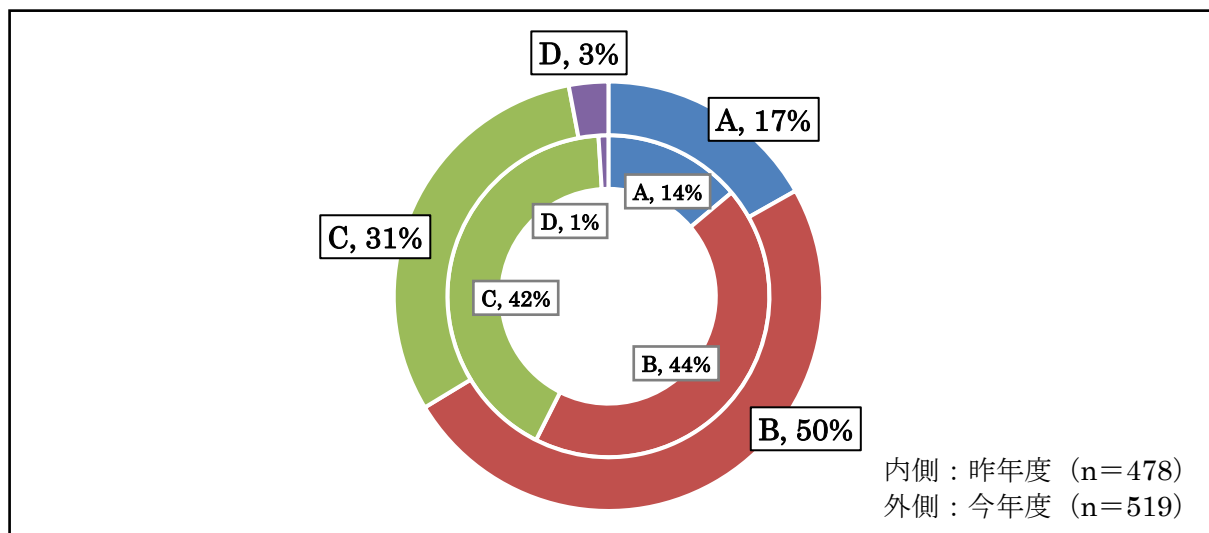
法人実効税率は、法人税率の引き下げにより、平成 30 年度からは 29.74%となっておりますが、防衛力の強化に向け、2024 年以降の適切な時期に法人税額に対し税率 4～4.5%の新たな付加税を課することが示されております。

諸外国における法人税率の引き下げ競争により、我が国の法人実効税率は諸外国よりも比較的高い状況にあります。

また、主要国間で法人税に関し国際的な最低税率が設定されるなど、法人実効税率の引き下げについては様々な議論がありますが、今後の法人実効税率について適切と考える項目を1つ選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。

外国の法人実効税率：ドイツ 29.83%、中国 25.0%

法人税率：アメリカ 21.0%、フランス 25.0%、イギリス 19.0%



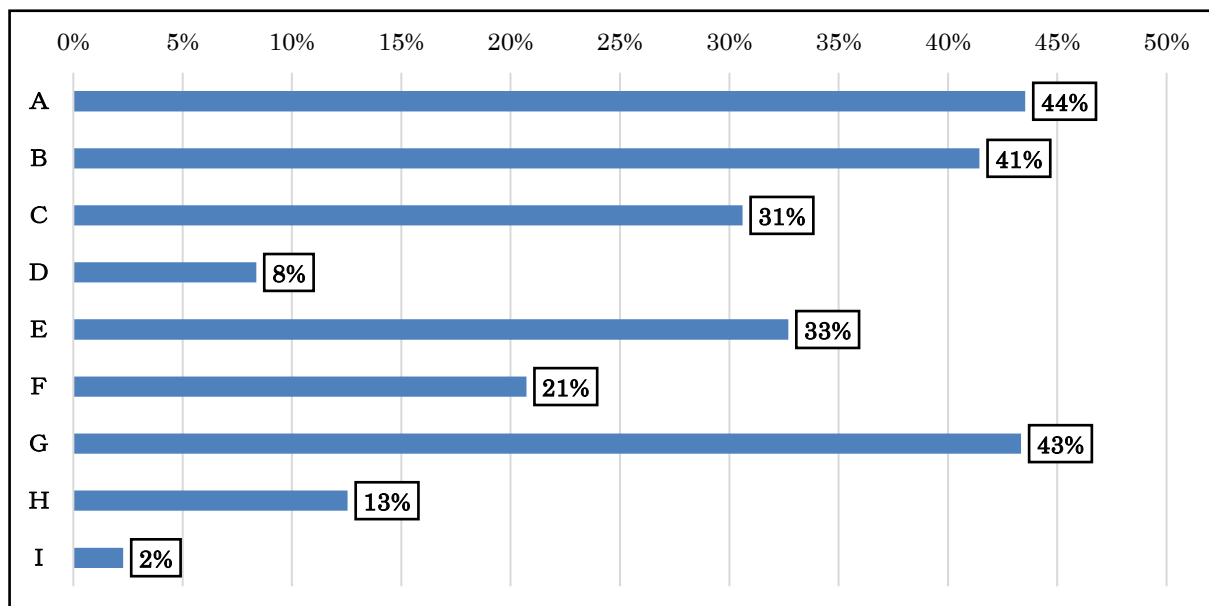
- A. 現在の法人実効税率(29.74%)を維持するべきである
- B. 25%程度に法人実効税率を引き下げるべきである
- C. 20%程度に法人実効税率を引き下げるべきである
- D. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

- 「B. 25%程度に法人実効税率を引き下げるべきである」は昨年度より6ポイント増加し、「C. 20%程度に法人実効税率を引き下げるべきである」は昨年度より11ポイント減少した。

5. 事業承継について

5-1. 事業承継に向けた課題について

円滑に事業承継を行うにあたっての課題について、あてはまる項目を3つまで選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。

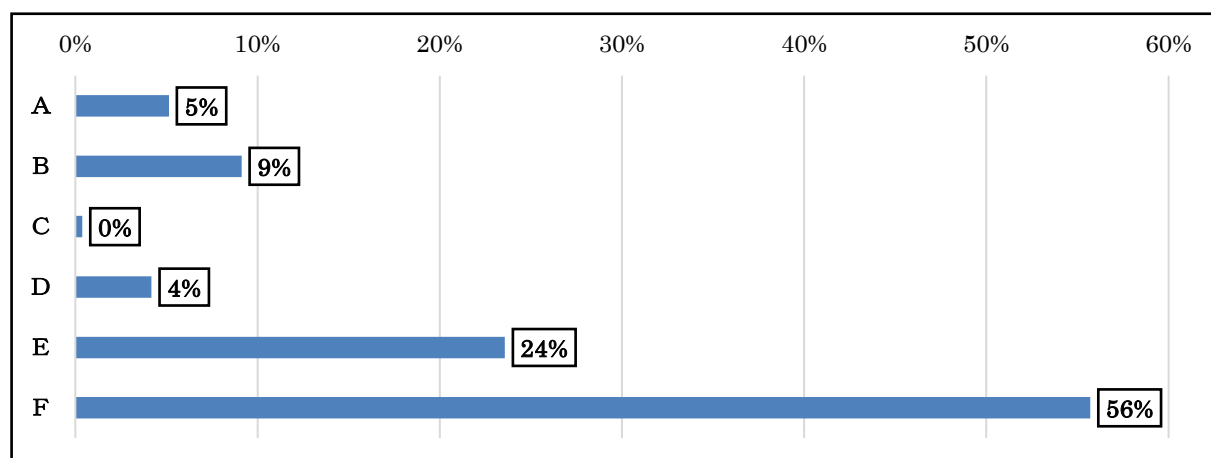


- | | |
|-------------------------|-----------------|
| A. 後継者の探索・確保 | B. 後継者への株式の譲渡 |
| C. 自社株の評価額 | D. 分散した株式の集約 |
| E. 取引先との関係維持 | F. 借入金・債務保証の引継ぎ |
| G. 後継者教育 | H. 古参従業員の処遇 |
| I. その他（別添の回答用紙にご記入ください） | |

- 「A. 後継者の探索・確保」が44%、「G. 後継者教育」が43%、「B. 後継者への株式の譲渡」が41%であった。

5-2. 事業承継税制等の利用・検討状況について

事業承継やM&Aに関する税制の利用・検討状況について、あてはまる項目を選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。（複数回答可）

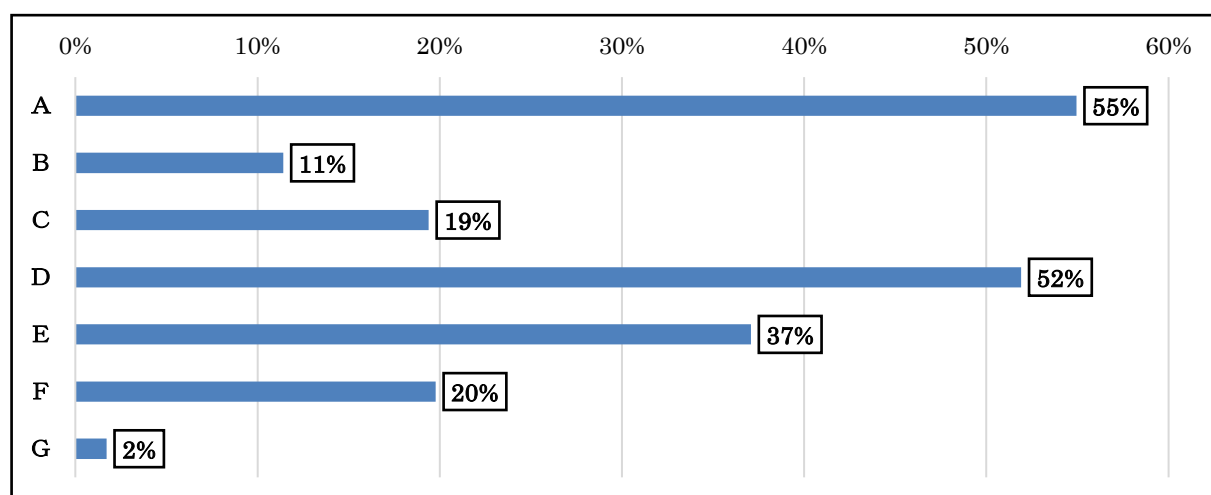


- A. 事業承継税制の特例措置を利用している
- B. 事業承継税制の特例措置の利用を検討・準備中
- C. 経営資源集約化税制を利用している
- D. 経営資源集約化税制の利用を検討・準備中
- E. 検討したものの、利用はしていない
- F. 検討したことが無い

- 「F. 検討したことが無い」が56%と半数以上であった。

6. ビジネス環境の整備について

ビジネス環境の整備にあたり必要と考える税制措置について、3つまでを選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。



- A. 少額減価償却資産 特例の拡充（年間 300 万円上限の引き上げなど）
- B. オープンイノベーション促進税制の延長
- C. 再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置の延長
- D. 償却資産における償却方法の見直し、償却資産に係る固定資産税の廃止

- E. カーボンニュートラルへの取組に対する減税措置（太陽光発電設備の設置、電気自動車の導入など）
- F. 研究開発税制の拡充
- G. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

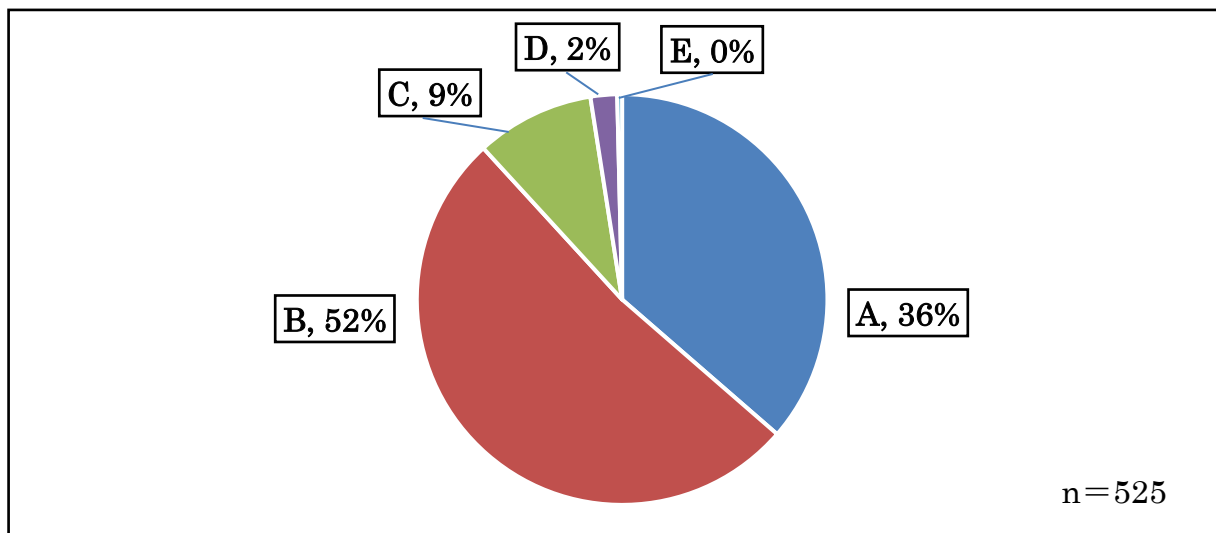
- 「A. 少額減価償却資産 特例の拡充」が55%、「D. 償却資産における償却方法の見直し、償却資産に係る固定資産税の廃止」が52%であった。

7. 消費税におけるインボイス制度の導入について

令和元年10月から、今までの請求書等保存方式に代わって「区分記載請求書等保存方式」が導入され、令和5年10月からは「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入される予定になっております。

7-1. インボイス制度導入に向けた準備状況について

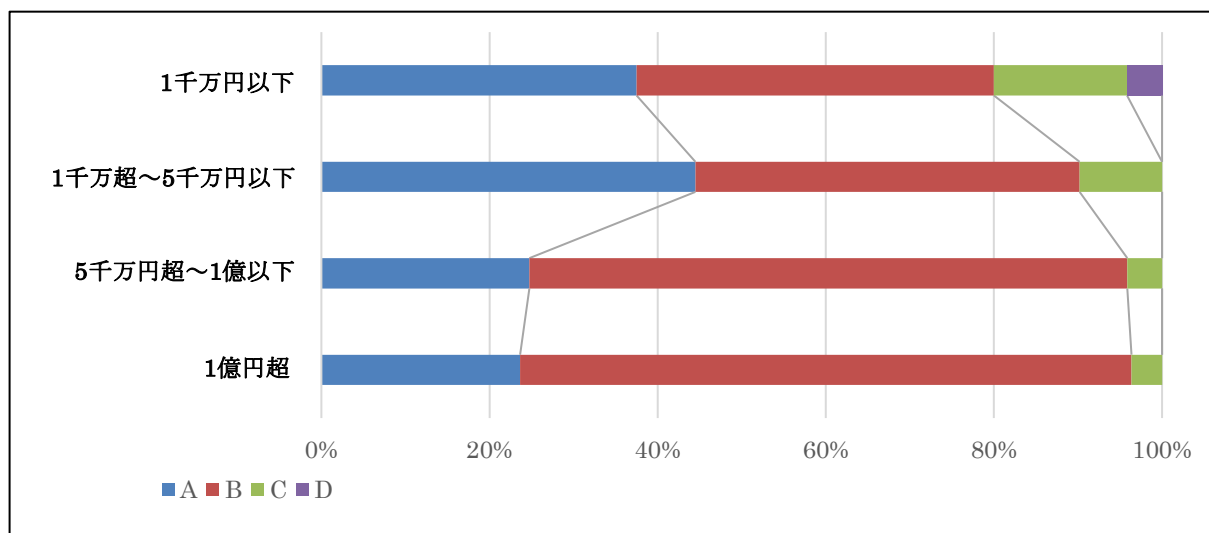
適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に向けた貴社の準備状況について、あてはまる項目を1つ選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。



- A. 既に準備は完了している
- B. 準備に取り掛かっている
- C. 情報収集は行っているが、具体的には取り掛かっていない
- D. 特に何もしていない
- E. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

- 「A. 既に準備は完了している」が36%、「B. 準備に取り掛かっている」が52%と合計が88%である一方、準備が整っていない事業者（C及びD）の合計は11%であった。

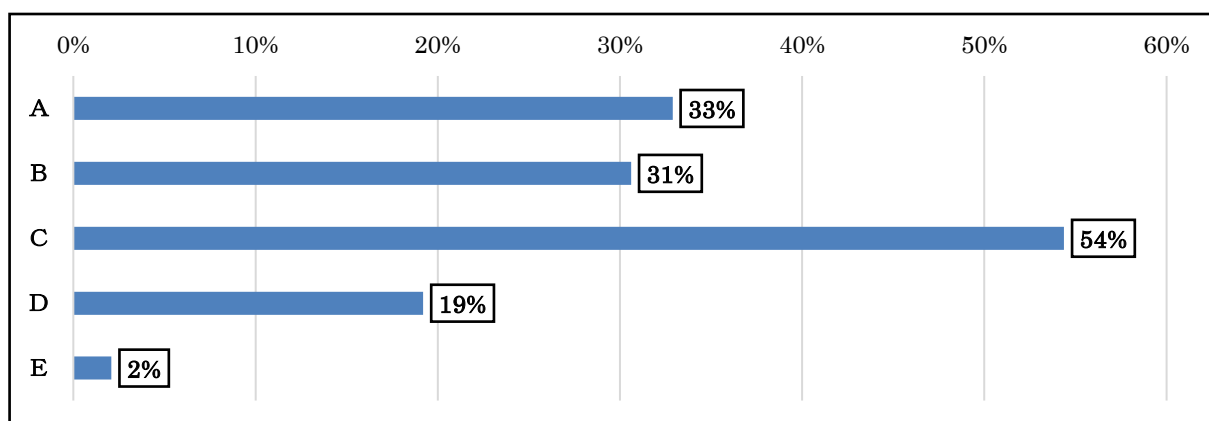
＜資本金別＞



- 資本金が小さくなるにつれて、インボイス制度の準備が整っていない企業割合（CおよびD）が大きくなった。

7-2. インボイス制度への要望について

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入にあたり、貴社が必要と考える項目を選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。（複数回答可）

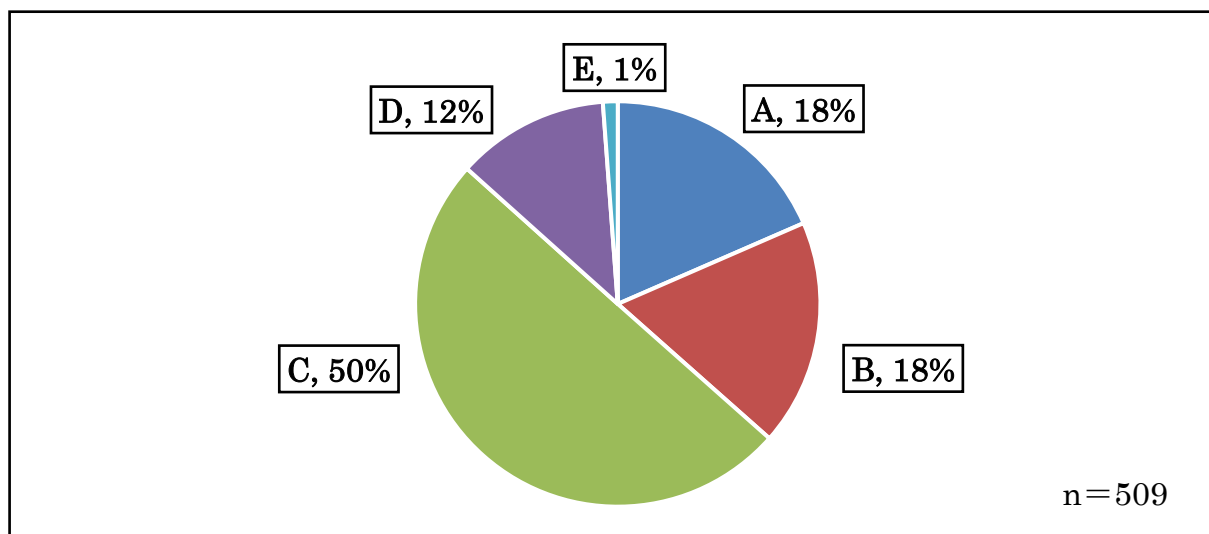


- A. 経過措置（控除の特例）の恒久化
- B. 税負担の軽減（免税事業者が課税事業者へ転換した場合、納税額を売上額の2割とする軽減措置の延長・恒久化など）
- C. 事務負担の軽減（返還インボイス交付義務（1万円以上）の緩和など）
- D. 特になし
- E. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

- 「C. 事務負担の軽減」が54%と半数以上であった。

8. 固定資産税の見直し等について

固定資産税について、見直しや改正等が必要と考える項目を1つ選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。

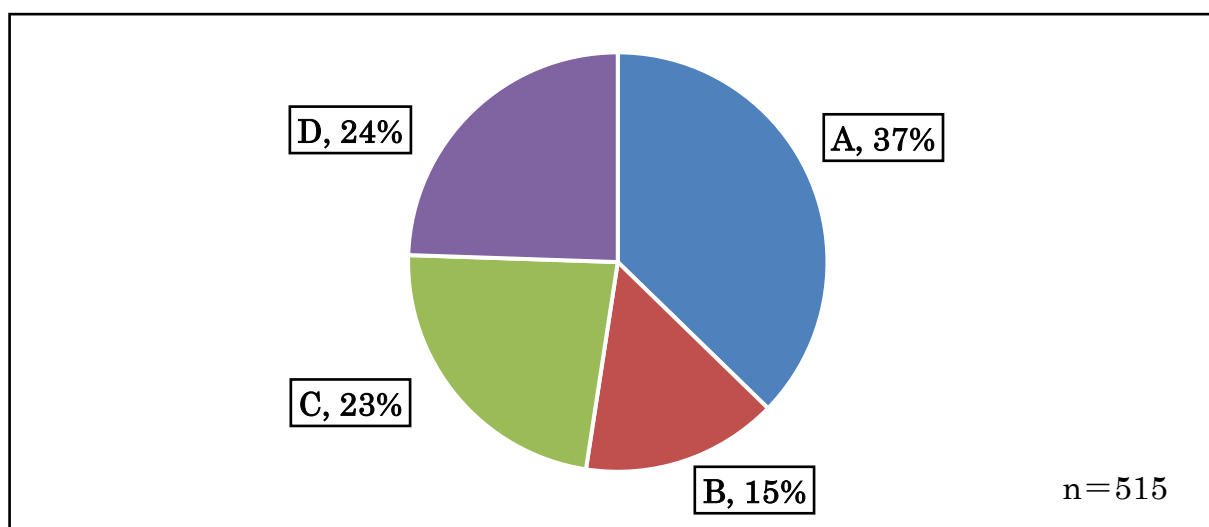


- A. 土地に係る固定資産税の評価基準の明確化・適正化
- B. 建物に係る固定資産税の評価基準を、経済的耐用年数を重視した基準への見直し
- C. 償却資産に係る固定資産税の廃止
- D. 中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が利用できる固定資産減税の長期措置化
- E. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

●「C. 償却資産に係る固定資産税の廃止」が50%と半数以上であった。

9. カーボンプライシング（炭素税）について

経済産業省、環境省において炭素税を含むカーボンプライシングに関する議論が進められていますが、排出されるCO₂（二酸化炭素）に価格付けを行う手法について、あてはまる項目を1つ選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。



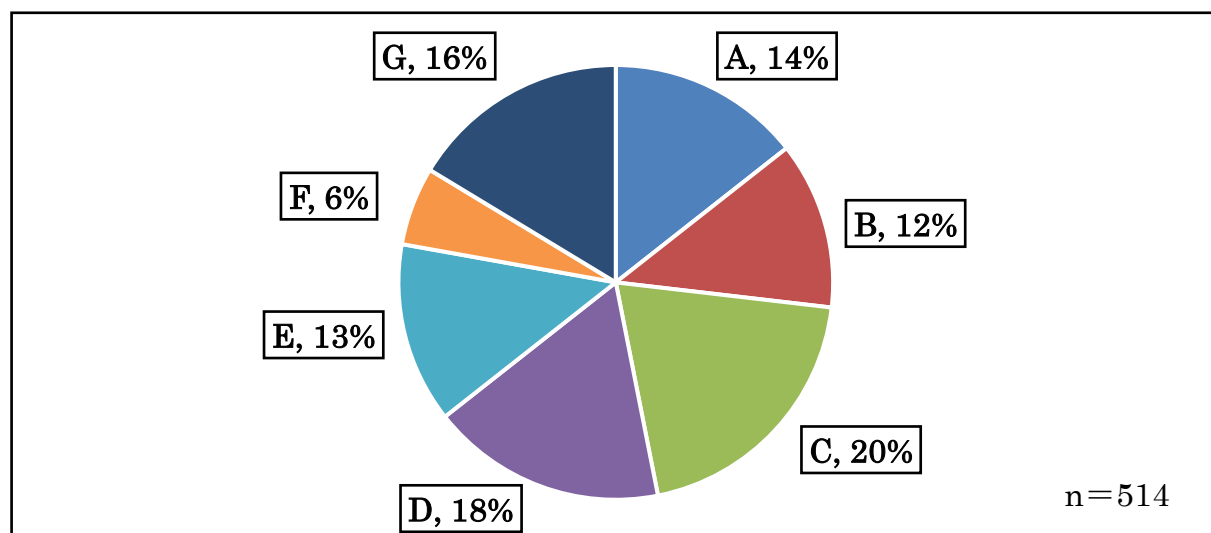
- A. カーボンプライシングは導入するべきではない(技術革新等により脱炭素を目指すべきである)
- B. コスト増となるが、カーボンプライシングの導入は止むを得ない
- C. 地球温暖化対策として、カーボンプライシングは導入すべきである
- D. 分からない

- 「A. カーボンプライシングは導入すべきではない」が 37%である一方、「C. 地球温暖化対策として、カーボンプライシングは導入すべきである」は 23%であった。

10. 賃上げ・人手不足について

10-1. 従業員の賃上げ状況について

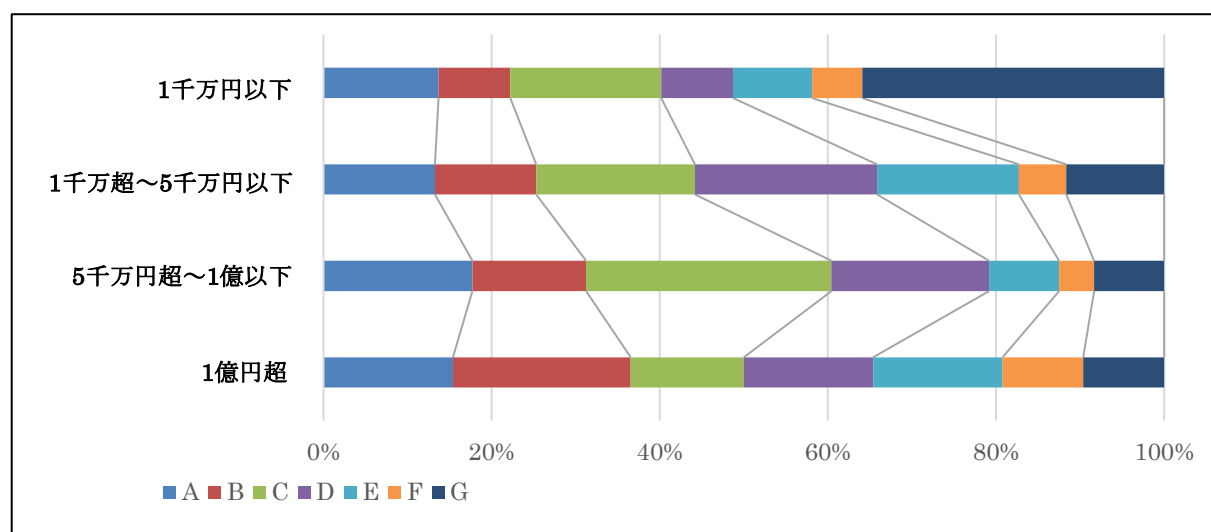
貴社の従業員における 2023 年度の賃上げ（定期昇給、ベースアップ、手当の新設・増額、一時金（賞与）の増額）の実績または予定について、あてはまる項目を1つ選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。



- A. 5%以上
- B. 4%以上5%未満
- C. 3%以上4%未満
- D. 2%以上3%未満
- E. 1%以上2%未満
- F. 1%未満
- G. 賃上げは見送る（未定、引き下げる場合を含む）

- 2023 年度に賃上げを実施または予定している企業は 84%であった（A～F の合計）。

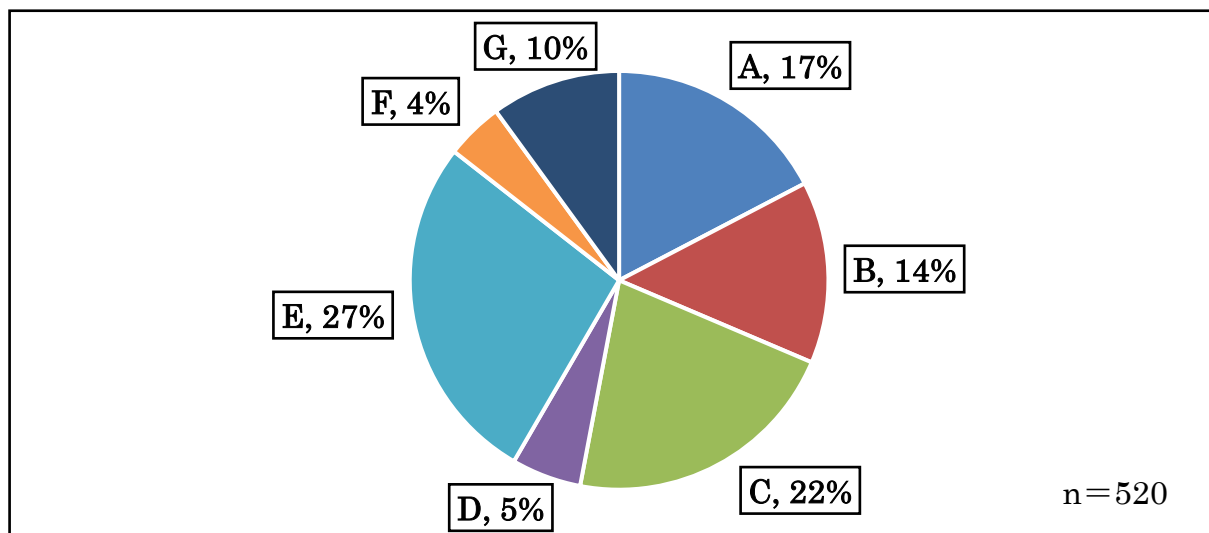
<資本金別>



●資本金1千万円以下の企業において、「G. 賃上げは見送る」の割合は36%と大きかった。

10-2. 最低賃金について

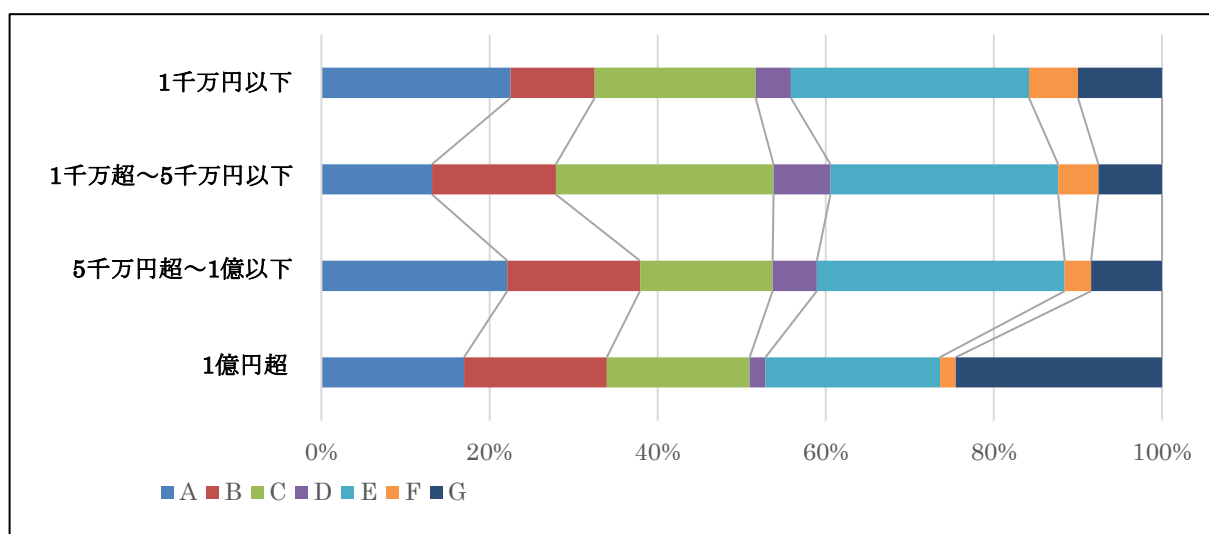
神奈川県現在の最低賃金（1,071円）の改定に対する貴社のお考えについて、あてはまる項目を1つ選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。



- A. 4%（42.8円程度）以上の引上げとすべき
- B. 3%（32.1円程度）以上4%（42.8円程度）未満の引上げとすべき
- C. 1%（10.7円程度）以上3%（32.1円程度）未満の引上げとすべき
- D. 1%（10.7円程度）未満の引上げとすべき
- E. 現状の金額を維持すべき
- F. 引下げるべき
- G. 分からない

●「引き上げとすべき（A～Dの合計）」が58%である一方、「E. 現状の金額を維持すべき」は27%、「F. 引下げるべき」は4%であった。

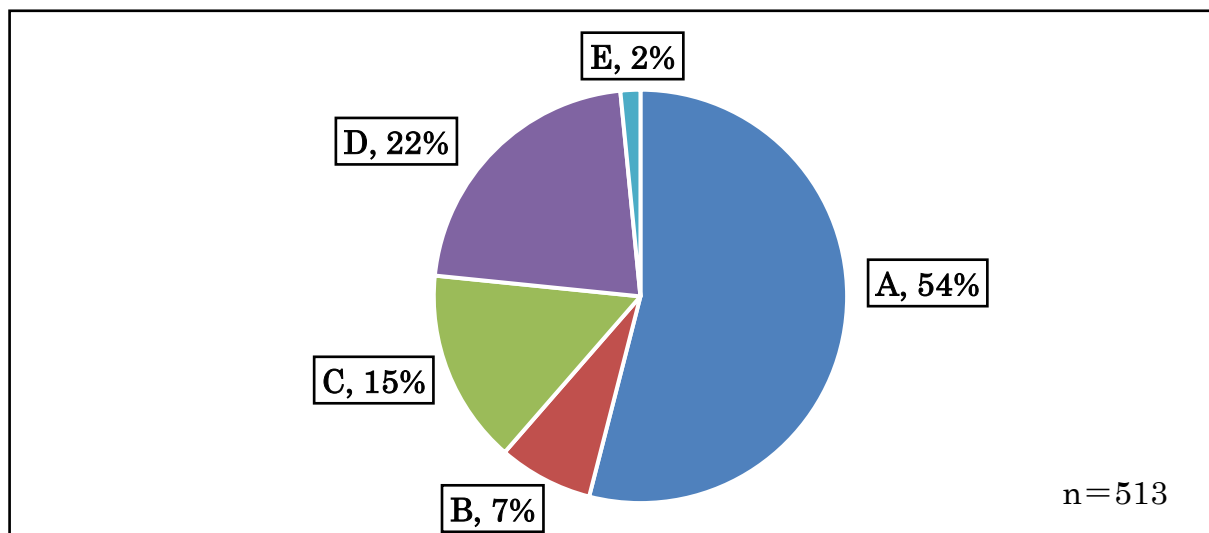
<資本金別>



- 「引上げとすべき（A～Dの合計）」の資本金別の割合は、「1千万超～5千万円以下」が61%、「5千万円超～1億以下」が59%、「1千万円以下」が56%、「1億円超」が53%であった。

10-3. 人手不足の一因である年収の壁について

企業の人手不足は深刻であり、その一因として、パートタイム労働者の給与が一定額を超えると税金や社会保険料の負担が発生する、いわゆる「年収の壁(103万、130万、150万)」によって労働時間の調整を行うことが指摘されております。貴社のお考えについて、あてはまる項目を1つ選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。

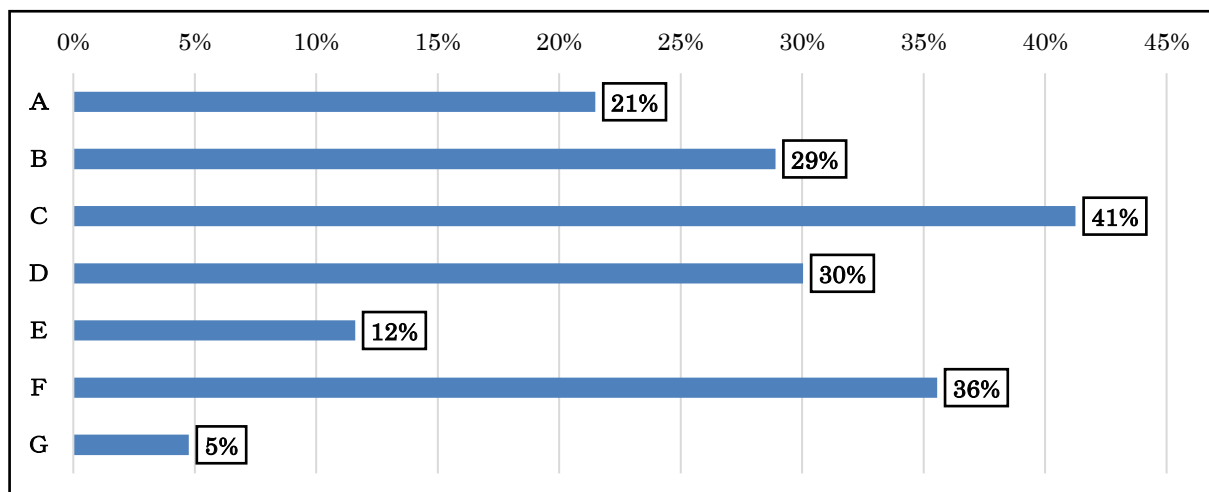


- A. 「年収の壁」は撤廃すべき
- B. 現状を維持すべき
- C. 配偶者に社会保険料の支払義務が発生する「130万の壁」まで引上げるべき
- D. 配偶者特別控除が段階的に縮小する「150万の壁」まで引上げるべき
- E. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

- 「A. 「年収の壁」は撤廃すべき」が54%、「壁の引き上げ（C及びD）」が37%であった。

11. 税と社会保障の一体改革について

世代間の税負担の公平化を図り、活力ある経済・社会環境を構築するために、税と社会保障の一体改革が重要と言われております。税と社会保障の一体改革を図るために必要と考える措置について、3つまで選び、別添の回答用紙に○印をご記入ください。



- A. 高齢者の年金控除の廃止
- B. 所得控除から税額控除への転換
- C. 社会保障の給付抑制や効率化
- D. 医療費や介護保険の利用者負担割合の増加
- E. 税金で負担している基礎年金部分の給付減額
- F. 働く意欲向上を図るため、在職老齢年金の支給減額・停止要件のさらなる見直し
- G. その他（別添の回答用紙にご記入ください）

- 「C. 社会保障の給付抑制や効率化」が41%、「F. 働く意欲向上を図るため、在職老齢年金の支給減額・停止要件のさらなる見直し」が36%であった。

以上